

欧州金融不安と EU/加盟国の対応

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

欧州の金融不安の直接的な原因は、リーマン・ショック後の景気回復対策に伴う加盟国の財政出動による財政赤字の拡大である。金融不安の発端となったギリシャに対しては、欧州連合 (EU) は国際通貨基金 (IMF) との協調融資によって大規模な支援を行うとともに、加盟国の財政危機の再発防止に向けて加盟国との財政政策の協調の強化に乗り出した。加盟各国も公務員の削減など財政再建策に取り組んでいる。中長期的には EU の人口の高齢化に伴う財政負担増が財政赤字の拡大要因になることから、各国は年金制度改革にも取り組んでいる。しかし、こうした財政再建策は各国景気の押し下げ要因ともなるため、EU が経済成長を続けるためには新たな成長戦略が重要になる。このため欧州委員会がリスボン戦略後の新たな成長戦略として打ち出したのが「欧州 2020」である。しかし「欧州 2020」は中期的な戦略目標であり、EU が当面の金融不安を乗り越え、経済回復を図るためには大きな困難が予想される。

欧州は、2009 年 10 月に政権交代したギリシャのパパンドレウ新政権が財政赤字を大幅に上方修正して財政問題が表面化して以来、深刻な金

融不安に見舞われることになった。ギリシャの債務繰り延べ（デフォルト）懸念、国債価格の下落（利回りの上昇）などを通じた財政基盤の弱

い南欧諸国などへの財政危機や金融不安の波及懸念、銀行など金融機関の健全性に対する市場の疑念、これらを反映した大幅なユーロ安などが欧州金融不安の中身である。

財政赤字が顕在化したギリシャに対してはEUが国際通貨基金（IMF）との協調融資で大幅な支援に合意するなど、デフォルトなど危機的な状況は一時的に回避されたように見えるが、欧州の金融機関の不十分な情報開示などと相まって、金融不安の再燃につながる火種は依然としてくすぶり続けているようにみえる。

本稿では、今回の金融不安の直接的な原因となったEU加盟国の財政赤字が拡大した背景、EUや加盟各国の財政危機防止策、財政再建策を巡る動きについて概観するとともに、現下の金融不安を乗り越えてEUが成長を回復するために欧州委員会が策定した「欧州2020」について概観した。

I リーマン・ショックで財政赤字が大幅に悪化

EU加盟国の財政の急速な悪化を

招いたのは、2008年のリーマン・ショックを契機とする欧州の景気悪化に対処するためにEUが08年11月に打ち出した「欧州経済回復計画」である。「欧州経済回復計画」は、①EU経済に購買力を注入するため全体で2,000億ユーロに上る予算を手当てすること、②EUの長期的競争力強化を目的として、短期的かつ直接的なアクションとして「適切な投資（smart investment）」を行うこと、の2つを柱としていた。欧州委員会が提示した総額2,000億ユーロの景気対策については、そのうち約1,700億ユーロを主要加盟国の財政出動によることとし、残る300億ユーロは欧州委員会と欧州投資銀行（EIB＝European Investment Bank）などのEU機関が拠出するとされた。そして加盟国が検討すべき具体的な措置としては、失業手当の一時的な長期化やインフラプロジェクトなど公共支出の増大、短期的な運転資本不足を補う政府保証・融資助成、エネルギー効率に対する財政インセンティブ、所得税や雇用主の社会保障負担の一時的軽減、VAT（付加価値税）税率の一時的減免などが挙げられた。

その際、欧州委員会は「加盟国の財政規律について定めた安定・成長協定 (Stability and Growth Pact) を尊重しつつ」という建前は述べたものの、「金融危機とリセッションという状況下では、05 年の安定・成長協定の改訂で認められている柔軟性により政府予算措置の増大は正当化される」として、安定・成長協定で定められた財政赤字の上限基準 (GDP 比 3%) を超えるケースが一時的にあっても協定に違反することにはならないとの見解を示した。これは、いわば背に腹を変えられない状況の中で加盟各国の財政基準を超える財政赤字を“一時的に”容認したものであ

り、当然のことながら、その後の加盟各国の財政赤字の急速な悪化をもたらすことになった。

欧州委員会が 2010 年 2 月に発表した春季経済予測によると、EU27 の財政赤字は 08 年の GDP 比 2.3% から 09 年には 6.8% に拡大、10 年には 7.2% へとさらに拡大し、11 年も 6.5% という高い水準で推移するものと予測されている。政府債務残高についても 08 年には GDP 比 61.6% であったものが、09 年には 73.6% に、さらに 10 年には 79.6% に高まって、11 年には 83.8% と 80% の大台を超えるものと予測されている。

ユーロ圏についてもこの傾向は全

表 1 EU27 とユーロ圏の財政赤字と政府債務残高

(単位 ; 対 GDP 比、%)

	EU27		ユーロ圏	
	財政赤字	公的債務残高	財政赤字	公的債務残高
2008	2.3	61.6	2.0	69.4
2009	6.8	73.6	6.3	78.7
2010	7.2	79.6	6.6	84.7
2011	6.5	83.8	6.1	88.5

(出所) 欧州委員会、European Economic Forecast・Spring 2010 より作成

く同じで、ユーロ圏の財政赤字は08年にはGDP比2.0%であったものが、10年と11年にはそれぞれ6.6%と6.1%に拡大すると予測されており、10年においてはユーロ導入16カ国^(注)すべてが安定・成長協定の基準を超える(EU27ではエストニア、スウェーデン、ルクセンブルクを除く24カ国が協定違反国)という異常事態となる。また、ユーロ圏の政府債務残高も08年のGDP比69.4%から10年と11年にはそれぞれ84.7%と88.5%という高い水準に達するものと予測されている。

一方、EU統計局(EUROSTAT)が2010年4月に発表した、09年のEU加盟国の財政赤字と政府債務残高の実績値によれば、09年の財政赤字のGDP比率が高かった加盟国は、ユーロ圏ではアイルランド(14.3%)、ギリシャ(13.6%)、スペイン(11.2%)などであり、フランス(7.5%)、イタリア(5.3%)などがこれに続いた。また、非ユーロ圏では英国が11.5%と高い水準を記録している。また政府債務残高のGDP比率が突出して高い国はギリシャ(115.1%)とイタリア(115.8%)であった。

表2 主なEU加盟国の財政赤字と政府債務残高(2009年)

(単位; GDP比、%)

	財政赤字	政府債務残高
ユーロ圏		
アイルランド	14.3 (12.5)	64.0
ギリシャ	13.6 (12.7)	115.1
スペイン	11.2 (11.2)	53.2
ポルトガル	9.4 (8.0)	76.8
フランス	7.5 (8.3)	77.6
イタリア	5.3 (5.3)	115.8
ドイツ	3.3 (3.4)	73.2
非ユーロ圏		
英国	11.5 (12.1)	68.1
ポーランド	7.1 (6.4)	51.0

注; カッコ内の数字は2009年11月時点の実績見込み比。
(出所) EUROSTAT

II ギリシャ財政危機の発生と EU の対応

こうした中、ギリシャで、2009 年 10 月に発足した中道左派政権が、前政権の統計処理に不備があったとして、財政赤字の規模を上方修正したことから同国の財政問題に火がついた。折からアラブ首長国連邦 (UAE) のドバイで信用不安が発生するという状況の中で、10 年 4 月末には米国の格付け会社 S&P (スタンダード・アンド・プアーズ) がギリシャ国債の格付けを「投機的水準」に大幅に引き下げるなど、動揺が広がった。ユーロの対ドル相場は 09 年 12 月上旬まで 1 ユーロ=1.5 ドル台で推移していたが、ギリシャの財政問題を契機にその後急落した (本稿執筆時の 10 年 7 月中旬の対ドル相場は 1 ユーロ=1.25 ドル)。

ギリシャの国内総生産 (GDP) はユーロ圏 16 カ国全体の 2.7% に過ぎない。このために EU 内では「いざとなったら問題なく支援できる規模」であるとして、当初はギリシャの財政危機を楽観視する空気が強かった。しかし、ギリシャの金融不安

は PIIGS (ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシャ、スペイン) と総称される財政基盤の弱い南欧諸国などに波及する可能性が高まった。PIIGS の GDP はユーロ圏全体の 35% に達することから、金融不安がギリシャ以外の PIIGS へ波及すれば欧州全体が金融不安にさらされることになる。EU としては、ユーロに対する信認を回復するためにも、現在の欧州の金融不安をもたらした根っこのギリシャの財政危機への早急な対応を迫られることになった。

こうして 2010 年 5 月 2 日、EU の緊急財務相理事会は、ギリシャに対して、10~12 年の 3 年間に総額 1,100 億ユーロ (約 13 兆 7,000 億円) の協調融資を国際通貨基金 (IMF) と共同で実施することに合意した。この協調融資は、ギリシャ政府による中期的な財政再建策の策定が前提となっており、緊急財務相会合は、ギリシャから提出されていた公務員の削減・給与カットや付加価値税の引き上げなどを柱とする、10~12 年の 3 年間の 300 億ユーロの財政再建策を承認した。

しかし、その後も市場の動揺がお

さまらなかつたことから、5月9日に開催された緊急財務相理事会では、ギリシャ以外にも支援対象を広げる必要性が生じた場合に備えて、総額7,500億ユーロ（約89兆円）という巨額の金融支援の追加策を打ち出した。

Ⅲ EU と加盟国の財政危機再発防止に向けた取組み

ギリシャ財政危機の再来・波及を避けるために、また、ギリシャ財政危機で傷ついたユーロの信認を取り戻すためにも、EU で最も緊急の課題になっているのは、加盟各国で積み上がった財政赤字の削減である。

この一環として EU で検討されているのが、財政政策の協調枠組みである。これは、加盟国の予算編成に EU が事実上関与する形で財政運営を相互監視するシステムであり、2011年からの始動が予定されている。また、EU の安定・成長協定に違反した国への制裁の強化も図る予定である。

この再発防止策はファンロンバイ EU 大統領（首脳会議の常任議長）

を座長とする作業部会が中間報告でまとめたもので、6月17日の首脳会議で了承され、10年10月に最終決定される予定である。

この再発防止策が実施に移されると、加盟国は毎年1～6月に翌年の予算案の骨格と今後数年間の「中期財政計画」を欧州委員会に提出し、それが安定・成長協定に沿っているかどうかを EU 財務相理事会などで点検した後、来年度の予算案を編成するというプロセスを踏むことになる。

また、財政赤字を国内総生産（GDP）比で3%以内に収めることを定めた安定・成長協定の財政基準の違反に対する制裁も厳しくし、違反国には、①一定の制裁金（預託金）を EU に納付、②EU 補助金の支給停止、③一定期間の議決権停止——などが検討されている。

財政政策の協調枠組みは、現在加盟国が持っている財政主権に一步踏み込んだものになるだけにどの程度厳格に適用されるのかが注目されている。

一方、加盟国の財政赤字削減に向けた動きをみると、財政赤字が大きい国を中心に公務員や公的部門の大

幅人員削減に着手する動きが広がっている。

フランスでは公共部門で働く人の比率が全就労者の約 2 割と高く、公務員の人件費削減が財政再建の柱となっている。政府は公務員 2 人の退職に対し当面は 1 人しか採用しないことを決め、公務員の人件費を 11～13 年の間に 10%減らす計画である。EU の 10 年春季経済予測によれば、フランスの 10 年の財政赤字は GDP 比で約 8%に達する見込みで、財政不安が広がるスペイン（同 9.8%）やポルトガル（同 8.5%）の水準に近い。このため政府は、この比率を 13 年までに 3%に削減する目標を掲げている。

ドイツは 14 年までに 800 億ユーロ（約 8 兆 8,000 億円）の歳出削減を打ち出した。28 万人いる連邦政府の職員のうち 1 万 5,000 人を削減し、これに加えて防衛部門で約 4 万人削減する計画である。

ポルトガルは当面、公務員 2 人の退職に対して補充を 1 人に抑える計画を立てており、公立学校の閉鎖・統合で教員の削減も計画されている。11 年から 4 年間で公務員の約 1 割に

当たる 7 万 3,000 人余りを削減する予定である。

スペインは公務員の退職者 10 人に対し 1 人しか採用せず定数を減らすほか、給与を平均で 5%減額することを計画している。

公務員の削減にとどまらず、緊縮財政へと大きく方針転換したのは英国である。英国のキャメロン政権は、10 年 6 月、付加価値税の 20%への引き上げ含む緊急予算案を発表した。緊急予算案は、09 年の実績でアイルランド、ギリシャに次いで高い英国の財政赤字を 5 年で立て直すことを目指したものである。このように英国が緊縮財政に転換する背景には、国債消化を海外投資家に依存している英国が、市場の信認を失えば、ギリシャ型の危機に陥るリスクを抱えていることが挙げられる。

英国にとっては 1980 年代初め以来の大幅な財政再建となるが、「景気回復の芽を摘むリスクがある」との指摘もあり、財政再建が計画どおり進むか懸念する声もある。

IV 中長期的に人口高齢化関連 コスト増大への対応が課題

人口の高齢化に伴うコストの増大への対処も EU の中長期的な財政再建に向けた大きな課題になる。

欧州委員会が09年9月に発表した「持続性報告書」(Sustainability Report) (09年版)によれば、EUでは、出生率の低下と平均寿命(誕生時の平均余命)の上昇によって、2060年までに人口の高齢化が急速に進み、労働人口の減少や政府の高齢化関連支出の増大など大きな社会的・経済的な影響が出てくると予測されている。

同報告書によると、平均寿命はEU27平均で女性の場合08年の82.1歳から60年には89.0歳、男性の場合は同期間に76.0歳から84.5歳に伸びると予測されている。全般的に現在平均寿命の短い中・東欧諸国で平均寿命の大きな伸びが予想されており、特にこれらの国において今後高齢化が急速に進むものと予測されている。

一方、EUにおける出生率(女性1人当たりの平均出産数)は1960年代

の“ベビーブーム”時の2.5人から大きく低下し、08年には1.5人と人口維持に必要な出生率2.1人を大きく下回った。出生率は60年までに1.6人とわずかに回復するものの、すべての加盟国で人口維持水準の出生率を下回るものと予測されている。

このように、平均寿命の増大、出生率のわずかな上昇などによって、60年のEU全体の人口規模は現在とほぼ同じ水準を維持すると予測されているが、人口の年齢構成は今日とは大きく異なったものになる。

こうした人口の高齢化は、生産年齢人口の減少を通じて将来のEUの経済成長に大きな影響与え、高齢化に関連した所得移転やサービスの公的な提供という形で政府の追加的な財政支出を引き起こすことになる。

長寿によって、ほとんどすべての加盟国で公的な年金支出が大幅に増えるものと予測されており、こうした事態に対処するため、加盟国の多くは既に、年金支給年齢の引き上げや早期退職スキームへのアクセスを制限するなど公的年金を受給するための適用条件の厳格化を図っている。また、公的な年金制度の改革と並ん

表3 高齢関連政府支出の増加（2010～60年）

（単位；GDPに対する比率、％）

	年金支出		ヘルスケア		長期的ケア		合計(その他含む)	
	2010	10/60 年増減	2010	10/60 年増減	2010	10/60 年増減	2010	10/60 年増減
ベルギー	10.3	4.5	7.7	1.1	1.5	1.3	26.8	6.6
ブルガリア	9.1	2.2	4.8	0.6	0.2	0.2	17.1	3.2
チェコ	7.1	4.0	6.4	2.0	0.2	0.4	17.0	6.3
デンマーク	9.4	-0.2	6.0	0.9	1.8	1.5	25.2	2.2
ドイツ	10.2	2.5	7.6	1.6	1.0	1.4	23.3	5.1
エストニア	6.4	-1.6	5.1	1.1	0.1	0.1	14.8	-0.1
アイルランド	5.5	5.9	5.9	1.7	0.9	1.3	17.5	8.7
ギリシャ	11.6	12.5	5.1	1.3	1.5	2.1	21.9	16.0
スペイン	8.9	6.2	5.6	1.6	0.7	0.7	20.0	8.3
フランス	13.5	0.6	8.2	1.1	1.5	0.7	29.0	2.2
イタリア	14.0	-0.4	5.9	1.0	1.7	1.2	26.0	1.6
キプロス	6.9	10.8	2.8	0.6	0.0	0.0	15.5	10.7
ラトビア	5.1	0.0	3.5	0.5	0.4	0.5	12.3	1.3
リトアニア	6.5	4.9	4.6	1.0	0.5	0.6	15.1	6.0
ルクセンブルク	8.6	15.3	5.9	1.1	1.4	2.0	19.9	18.2
ハンガリー	11.3	2.6	5.8	1.3	0.3	0.4	21.8	4.0
マルタ	8.3	5.1	4.9	3.1	1.0	1.6	19.2	9.2
オランダ	6.5	4.0	4.9	0.9	3.5	4.6	20.5	9.4
オーストリア	12.3	1.0	6.6	1.4	1.3	1.2	25.7	3.3
ポーランド	10.8	-2.1	4.1	0.8	0.4	0.7	19.1	-1.1
ポルトガル	11.9	1.5	7.3	1.8	0.1	0.1	24.9	2.9
ルーマニア	8.4	7.4	3.6	1.3	0.0	0.0	14.7	8.5
スロベニア	10.1	8.5	6.8	1.7	1.2	1.7	23.1	12.7
スロバキア	6.6	3.6	5.2	2.1	0.2	0.4	14.9	5.5
フィンランド	10.7	2.6	5.6	0.8	1.9	2.5	24.7	5.9
スウェーデン	9.6	-0.2	7.3	0.7	3.5	2.2	27.1	2.7
英国	6.7	2.5	7.6	1.8	0.8	0.5	19.2	4.8
EU27	10.2	2.3	6.8	1.4	1.3	1.1	23.2	4.6
ユーロ圏	11.2	2.7	6.8	1.3	1.4	1.3	24.5	5.1

（出所）Sustainability Report 2009（EUROPEAN ECONOMY 9/2009）

で、補完的な年金基金スキームを新たに導入するなどの年金改革を進めている加盟国も多い。

しかし、同報告書では、公的年金、ヘルスケア、長期的ケアなどを合わせた政府の高齢関連支出は 10 年には GDP 比 23.2%に達し、さらに 60 年までに 4.6%ポイント増加すると予測しており、加盟国は年金支給年齢の更なる引き上げや医療改革など高齢関連支出の一層の削減努力を求められている。

また同報告書は、老齢化が政府の財政支出に与える影響は加盟国によって大きな相違があり、特にギリシャ、スロベニア、キプロス、オランダ、ルーマニア、スペイン、アイルランドなどでは 60 年までの政府支出の増加は GDP の 7%ポイント以上と非常に大きいとしている。

V 新経済戦略「欧州 2020」を策定

このように、金融不安の解消のためには、そのおおもとである財政赤字の削減が急務となっているが、こうした財政再建策は回復に向いつつある欧州景気を下押しするリスクが

ある。

このため、財政再建という応急措置に加えて、EU としては将来の経済成長をいかに実現するかが大きな課題になっている。

こうした観点から欧州委員会が 10 年 3 月に、今後 10 年間の EU 経済の道筋を示す新たな成長戦略として取りまとめたのが「欧州 2020」である。

欧州委員会は、「欧州 2020」で、EU と加盟国が実施すべき成長のための優先分野として「知識」「低炭素」「高雇用」の 3 つを掲げるとともに、5 つの数値目標、および数値目標を実現するための 7 つの最重要事項を提示した。また、新戦略推進のためのガバナンス強化も提唱している。

「欧州 2020」に掲げられた数値目標は次の 5 つであり、加盟国にはこれらの目標を反映した国内目標の設定が求められている。

- 20 歳から 64 歳までの人口の就業率の 75%への引き上げ（現行は 69%）。
- 研究開発（R&D）の促進。官民による投資水準を EU の GDP の 3%まで引き上げ。

- ・気候変動、エネルギーに関する「3つの20%」^(注2)目標の達成。
- ・教育水準の改善；学業放棄率の引き下げ、大学修了相当者の割合の引き上げなど。
- ・貧困層の社会への取り込み；貧困の危険に直面する人を 2,000 万人削減。

また、これら目標を実現するための最重要事項としては次の7項目が挙げられている。

- ・EU 特許制度の改善などによる科学と市場の連携強化（イノベーションの統合）。
- ・高等教育システムの質の向上、加盟国の求人へのアクセスを改善などによる若者の移動促進。
- ・デジタル課題への取組み；超高速インターネットをベースとする単一デジタル市場の創設など。
- ・資源の効率的な利用；低炭素で省資源的な経済への移行支援。エネルギー生産・消費・効率に関する「3つの20%」の目標達成による、原油や天然ガスの輸入削減。
- ・EU 産業基盤の競争力強化を支援。起業精神の奨励や新しい技術開発

などによる新たな雇用創出。

- ・新たな技術開発や雇用創出に向けた課題の克服。
- ・貧困対策プラットフォームの創設：貧困層や社会的に疎外されている人々の社会参加を支援。これにより経済的、社会的、地域的結束を確保。

このほか、欧州委員会は、前回の成長戦略であるリスボン戦略^(注3)の目標を達成できなかった反省から、「欧州2020」では報告・モニタリング制度を設けることを提案している。すなわち、①EUのガイドラインに基づき、加盟国は構造改革を目指す経済政策を策定し、②毎年、欧州委員会に、安定・成長協定に基づく財政状況の報告とともに、構造改革政策の進捗状況を報告する、③報告を受けた欧州委員会は進捗状況を検討し評価する、という制度である。

「欧州2020」は10年3月末の欧州理事会や欧州議会で審議された後、6月のEU首脳会議で承認された。今後10月以降に各国別の構造改革計画が提示される予定である。

VI 成長回帰へ厳しい道のり（まとめ）

以上のように、EU と加盟国では欧州の金融不安に直面して、応急措置としての財政再建策に加え、中長期的な観点から将来の成長に向けた取組みを行っている。

しかし、これまで見てきたように、財政再建策は国民の痛みを伴うものであるだけに、その実現可能性について疑問視する声もあり、ギリシャなどの財政再建策などの進展具合によっては、欧州で金融不安が再燃する可能性も指摘されている。

一方、欧州の金融不安が根強く続く原因のひとつとして挙げられているのが、欧州の金融機関の情報公開が不十分なことによる金融機関の健全性に対する市場からの疑問の声である。

こうした声に応えるため、EU でも米国と同様に、欧州の銀行の資産査定（ストレステスト）を実施し、対象となった 20 カ国、91 行の資産査定の結果が7月23日に公表された。資産査定の結果、景気や市場環境が予想外に悪化した場合資本不足に陥

る可能性がある銀行が7行あることが明らかにされた。7行の内訳は、ドイツの不動産金融最大手のヒポエステート、ギリシャ農業銀行のほか、カハスールなどスペインの地域密着型の中小金融機関5行である（7行の自己資本不足額は合計で35億ユーロ）。これらの資本不足の恐れのある銀行に対しては今後、公的資金の注入などによる資本の増強が早急に行われることになると見られる。ただ資産査定の前提条件（①10～11年の成長率が見通しより3%悪化、②国債価格が10年5月上旬より下落など）が不十分との見方も多い。また発表された自己資本不足額が市場で想定されていた額よりも大幅に少なかったことなどから、資産査定がどの程度厳格に実施されたのかについての疑念も強く、今回の資産査定の結果が今後の金融不安の解消に結びつくかどうかは現時点では不透明である。また、今回の資産査定で資本不足を指摘された銀行、特にもともと経営基盤が弱いとされるスペイン、ギリシャなどの銀行の再編が今後進むことも予想される。

一方、新経済戦略「欧州2020」で

挙げられた数値目標については、前述のように「モニタリング」の強化がうたわれているものの、安定・成長協定とは異なり、目標を達成できなかった場合の罰則などの措置は特に規定されていない。このため、目標達成に失敗したリスボン戦略と同様、「欧州 2020」の場合も、いわば単なる「努力目標」にとどまる可能性もある。

いずれにしても「欧州 2020」は期間 10 年の中期的な目標であり、仮に効果が出てくるとしてもそれまでに時間がかかる。ドイツなどのようにユーロ安による輸出の大幅な増加で経済成長をけん引できる国はともかくとして、多くの加盟国にとっては当面どのような方法で景気の回復を図っていくのが大きな課題になる。金融不安を抱えた欧州にとって現在の金融不安を乗り越え将来の経済成長につなげていくためには当面困難な状況が続くことになりそうだ。

注

- 1) オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、ギリシャ、スロベニア、キプロス、マルタ、スロバキアの 16 カ国。
- 2) EU は気候変動・エネルギー対策として、①20 年までに温暖化ガスを 90 年比で 20%削減する、②最終エネルギー消費のうち、再生可能エネルギーの比率を 20 年までに 20%に引き上げる、③エネルギー消費を 20 年までに 20%削減するという、「3 つの 20%」を目標に掲げている。
- 3) 2000 年 3 月の欧州理事会で採択された EU の成長戦略。「EU の社会モデルを維持、改善しながら、10 年までに世界で最もダイナミックで競争力の高い知識基盤を持つ経済にする」という取り組み。この戦略は 05 年 3 月の欧州理事会で見直され、「経済成長と雇用創出」を基軸とする 10 年までの戦略目標（3.0%の経済成長率、600 万人の雇用創出、70%の就業率）の達成を掲げた。